

地域流通契約の手続

出荷契約（～5月31日）

- ・地域流通農業者と加工用米生産農業者との間で出荷契約を締結。
（地域流通農業者は、6月10日までに出荷契約数量を地域協議会の代表者および地方農政事務所に報告。）
- ・需要者は、予め購入計画数量を地域流通農業者に提出。

取組計画（～6月30日）

- ・地域流通農業者は、取組計画を作成し、地方農政事務所に申請。

【認定の基準】

- ・持越在庫等の諸条件を踏まえ、当該年産の加工用米生産予定数量が必要に即した供給量になっていること。
- ・加工用途に流通され、かつ使用されることが確実と認められること。
- ・前年産において主食用米として生産された米穀の置き換わりでないこと。
- ・当該取組が全国生産出荷団体の取組と重複していないこと。

販売契約（～11月30日）

- ・地域流通農業者と需要者との間で販売契約を締結。
- ・締結に当たり、需要者および委託とう精業者等は、加工用米の適正流通に係る誓約書を作成し、地域流通農業者を通じて、地方農政事務所等に提出。
（地域流通農業者は、12月15日までに、販売契約実績を地方農政事務所に報告。）

売渡（集荷）（～12月15日）

- ・加工用米生産農業者は、品位等検査を受けたうえ、地域流通農業者へ売渡す。
（地域流通農業者は売渡（集荷）数量の確定後、速やかに農政事務所に対して数量を報告する。）

売渡後の帳簿の整備（12月15日～）

- ・地域流通農業者は、需要者への売り渡しに関する台帳を整備するとともに、前月中に売り渡した加工用米について、毎月20日までに地方農政事務所等に報告。
- ・需要者は、原料米の受払台帳等を整備するとともに、加工用米の使用状況を常時明確にしておく。また、前月中の使用状況について、毎月20日までに地方農政事務所等に報告。